

## 役員退職手当支給規程

### (総則)

第1条 社団法人日本訪問販売協会の役員(非常勤の役員を除く。以下同じ。)の退職手当支給については、この規程の定めるところによる。

### (退職手当の支給基準)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合はその本人に、役員が死亡した場合はその遺族に支給する。ただし、役員が定款第17条第1項第2号の規定により解任された場合には退職手当は支給しない。

2 役員が任期満了により退職した場合において、その者が引き続き役員となったときは、前項の規定にかかわらず、退職手当を支給せず、最終の退職時に退職手当を支給する。この場合における在職月数の計算は、在職期間を通算して行う。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員が退職し、または死亡した日におけるその者の月額報酬に、その者の在職月数に100分の12の割合を乗じて得た金額とする。

2 会長は、前項の割合を、その者の職務実績および本協会の経営状況に応じ100分の3の範囲内において増減することができる。

### (在職期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、役員の見任の日から暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月とする。

### (端数の処理)

第5条 この規定による退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

## 附 則

1. この規程は平成14年8月31日から適用し、平成12年4月1日制定の役員退職手当支給基準について(内規)は廃止する。